

長崎県特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針

特別免許状は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。）第5条第3項の規定により、教育職員検定（以下「検定」という。）に合格した者に授与することとされている。

また、検定の合格を決定するにあたっては、免許法第5条第5項及び第7項の規定により、授与権者である県教育委員会は、学校教育に関し学識経験を有する者その他の文部科学省令で定める者の意見を聴かなければならないとされている。

そこで、この検定を行うにあたり、教育職員免許状に関する規則（平成元年長崎県教育委員会規則第6号）第35条の規定により、以下のとおり指針を定める。

第1 検定の対象者

検定の対象となるのは、次の1及び2の両方を満たす者とする。

- 1 免許法第5条第1項各号のいずれにも該当しない者
- 2 次の（1）及び（2）のいずれにも該当する者であって、教育職員（以下「教員」という。）に任命し、又は雇用しようとする者（以下「任命者又は雇用者」という。）が学校教育の効果的な実施に特に必要があると認め、推薦する者。
 - （1）担当する教科の専門的な知識経験又は技能を有する者
 - （2）社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を有する者

第2 検定における必要書類

- 1 教育職員免許状検定願及び誓約書（様式第3号）
- 2 履歴書（様式第4号）
- 3 人物証明書（様式第5号）
- 4 身体証明書（様式第6号）
- 5 実務（技術）に関する証明書（様式第7号）
- 6 特別免許状推薦書（様式第8号）
- 7 担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有する旨の証明書
- 8 卒業若しくは修了等の証明書
- 9 免許状の写等又は授与証明書（普通免許状又は特別免許状を有する場合）
- 10 その他、授与権者が特に必要と認める書類
 - （1）社会的信望、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を確認するための書類
 - ア 6の推薦状とは別の推薦状（様式任意）
 - イ 申請理由書（様式任意）
 - （2）その他、授与権者が必要と認める書類

第3 検定基準

1 検定方針

検定においては、特別免許状の授与申請を行う者（以下「申請者」という。）の人物、学力、実務及び身体について確認するが、具体的には、申請者の教員としての資質、任命者又は雇用者の推薦による学校教育の効果的实施及び申請者の教員としての資質についての第三者の評価の3点とその他必要な事項について、第2の書面による審査及び学校教育に関し学識経験を有する者による面接等により、授与要件を満たすものか否かについて確認するものとする。

ただし、既に他の都道府県教育委員会において特別免許状の授与を受けている者は、他の都道府県教育委員会の判断を尊重しつつ確認を行うものとする。

また、臨時免許状の授与を受けている場合や特別非常勤講師制度を活用している場合等は、その実績を十分踏まえて確認を行うものとする。

なお、授与候補者が勤務することが予定されている市区町村教育委員会や学校法人等の推薦や要望等を十分考慮した上で審査を行うものとする。

2 申請者の教員としての資質

申請者の教員としての資質については次の（1）及び（2）の両方を満たす場合、授与要件を満たすものとする。

（1）教科に関する専門的な知識経験又は技能

教科に関する専門分野に関する職業等の従事経験について、次のア又はイのいずれかに該当すること。

なお、審査にあたっては、第2 7として提出される各書類の内容を総合的に考慮の上、当該職業等の従事経験によって授与を受けようとする教科について専門的な知識経験又は技能が十分に涵養されていると判断される場合に、授与要件を満たすものとする。

ただし、次の（例）に掲げる状況等を踏まえつつ、優れた知識経験等を有することが確認できる場合には、以下のア又はイの基準のみによることなく教科に関する専門的な知識経験又は技能について確認を行うことができる。

（例）

1. 外国の教員資格の保有
2. 教科に関する専門的な知識経験又は技能を有すると認められる資格
3. 修士号、博士号の学位の保有（博士号取得者については、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を身に付けたことを認められた者であることから、原則として専攻分野に相当する教科に関する専門的な知識経験等を備えていることが想定される。）
4. 各種競技会、コンクール、展覧会等における実績（特に、競技会においてはオリン

ピック競技大会等国際的な規模において行われるものに出場した者、日本選手権若しくはこれに準ずる全国規模の大会において優秀な成績を収めた者又はこれらの者を指導育成した実績を有する者については、原則として体育又は保健体育に関する専門的な知識経験等を備えていることが想定される。また、音楽や美術、工芸、書道の教科に関連する世界規模で行われるコンクールや展覧会等に参加や出展する者や、全国規模のもので優秀な成績を収めた者は原則として当該教科に関する専門的な知識経験等を備えていることが想定される。）

5. 大学における教職科目のうち都道府県教育委員会が必要と認めるものの履修又は教職を志望する者を対象とした体系的な研修の受講の状況
6. 学校現場における過去の勤務経験、免許状の授与に先立って行われる教員採用試験や模擬授業の実施による評価その他の各都道府県教育委員会が優れた知識経験等を有することを確認するために適切と認める事項の評価

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校又は次に掲げる教育施設における教科に関する授業に携わった経験が、最低1学期間以上であること。

（ア）平成3年文部省告示第91号又は第120号により指定又は認定された在外教育施設

（イ）日本国内にある教育施設であって、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に対応する外国の課程と同等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられたもの

（ウ）日本国内にある教育施設であって、その教育活動等について、次に掲げる団体の認定を受けたもの

a アメリカ合衆国カリフォルニア州に主たる事務所が所在する団体であるウェスタン・アソシエーション・オブ・スクールズ・アンド・カレッジズ（略称WASC）

b アメリカ合衆国コロラド州に主たる事務所が所在する団体であるアソシエーション・オブ・クリスチャン・スクールズ・インターナショナル（略称ACSI）

c グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国ハンプシャー市に主たる事務所が所在する団体であるカウンスル・オブ・インターナショナル・スクールズ（略称CIS）

d スイス連邦ジュネーブ市に主たる事務所が所在する団体であるスイス民法典に基づく財団法人である国際バカロレア事務局（略称IBO）

イ 教科に関する専門分野に関して、次に例示するような勤務経験等（営利企業やその他法人（社団法人、財団法人、NPO法人等）、外国にある教育施設等におけるもの）が、概ね3年以上あること。

（ア）企業等における教科と関連する専門分野に関する職業経験

（イ）外国にある教育施設における勤務経験

（ウ）大学における助教、助手、講師経験

（エ）各種競技会等に向けた選手等としての活動

(オ) 派遣された海外における教科と関連する専門分野の国際貢献活動の経験

(2) 社会的信望、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見

申請者の社会的信望、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見については、第2 10 (1) の各書類の内容を総合的に考慮の上、申請者が、特別免許状の授与を受けるに足る社会的信望、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を有すると判断される場合に、授与要件を満たすものとする。

なお、第2 10 (1) アの推薦状は、第2 6の推薦状も含み2通以上とする。ただし、申請者が、特別免許状の授与を受けた後に勤務しようとする学校（以下「勤務予定校」という。）以外の日本の学校における学校活動実績（臨時免許状又は特別免許状の授与を受けて教科に関する授業に携わっている場合、特別非常勤講師としての活動のほか、学習指導員等の活動も含む。）や学校外の活動における児童生徒への学習活動の支援実績を有する場合には、原則として、当該活動実績のある学校の設置法人の役員や校長等管理職による推薦状を含めること。

3 任命者又は雇用者の推薦による学校教育の効果的実施

申請者が勤務予定校に教員として配置されることにより、学校教育が効果的に実施されることについては、次の(1)～(3)の要件をすべて満たした場合に、授与要件を満たしたものとする。

- (1) 第2 6の書類において、任命者又は雇用者が、申請者を勤務予定校に教員として配置することによって実現しようとしている教育内容が、具体的に示されていること。
- (2) 申請者に対して、特別免許状を授与する必要性があること。

ただし、以下に例示するように、(1)の教育内容を踏まえた上で、その実現のために必ずしも申請者に特別免許状を授与する必要性がない場合にあつては、授与要件を満たさないものとする。

- ・必ずしも申請者を教員として任命又は雇用する必要性がない場合（申請者をゲストティーチャー、ティームティーチングにおける補助、土曜日に自主的に実施される教育課程外の活動に活用する場合等）
- ・免許状を要しない非常勤講師（特別非常勤講師）としての届出で足りる場合

- (3) 申請者を教員として任命又は雇用するに当たって、勤務予定校において、以下のア～イについての対応が十分になされていること。

ア 研修計画の立案、実施について

特別免許状所有者は、一般的に、指導計画、指導案、教材の作成、指導方法及び指導技術等に通じていないと考えられることから、勤務予定校において、普通免許状所有者が指導、支援を行う形での申請者に対する研修計画が立案され、実施されること。また、計画的に大学における教職科目の履修を促すこと。

加えて、申請者が、勤務予定校において、各教科のほか、総合的な学習の時間や道徳、特別活動（学級担任を含む）、生徒指導等も担当する予定である場合には、当該研修において、これらの内容についても扱われること。

イ 学習指導要領等の共通理解のための体制について

申請者が、基本的な日本語力が不十分な場合にあつては、担当する教科に関する学習指導要領及び教科書の内容の趣旨並びに校務に関する共通理解を図るため、任命者又は雇用者、勤務予定校等において説明、支援が行わなければならない。

4 申請者の教員としての資質についての第三者の評価

申請者の教員としての資質の第三者による評価として、学校教育に関し学識経験を有する者による面接を行うものとする。

当該面接は、第2の各書類の審査によって、書類上検定に合格可能と判断される者に対してのみ行い、申請者の人物について、教員としての資質及び第2の各書類に記述された人物と合致するかについて確認するものとする。

当該面接の結果、書類上の人物と申請者が合致することが確認され、その他検定委員から特授授与を適当と認めない旨の意見がない場合、申請者の教員としての資質についての第三者による評価については、授与要件を満たすものとする。

ただし、既に臨時免許状や特別免許状の授与を受けて教科に関する授業に携わっている者や特別非常勤講師制度等の活用により推薦を行う任命者又は雇用者が勤務実態を把握している者について当該確認を行う場合その他県教育委員会が適切と認める場合には、書面による確認を行うことができるものとする。

なお、申請者が公立学校の教員に採用される場合については、長崎県公立学校教員採用選考試験における面接等をもって、当該面接が実施されたものとみなす。

第4 留意事項

1 申請書類について

- (1) 第2 2の履歴書の免許状の欄については、過去に取得した臨時免許状も含めて、所持する教員免許状をすべて記載すること。
- (2) 第2 8の卒業（修了）証明書については、学校教育法第1条に定める学校のうち、高等学校以上の最終学歴のものを添付すること。
- (3) 第2の各書類のうち、記載の氏名及び本籍地が、申請時の氏名及び本籍地と異なるものが含まれている場合は、その異動等が確認できる3か月以内に発行された戸籍抄本等を添付すること。
- (4) 第2の書類として、外国語による証明書等を提出する場合は、訳者（申請者以外の第三者に限る。）の記名・押印のある日本語訳を添付すること。
- (5) 外国籍の者が申請する場合は、在留カードや外国人登録証等の写しを添付すること。
- (6) 特別免許状の授与申請は、次のア～イの期間までに申請しなければならないものとする。
 - ア 4月から任命又は雇用される予定の者については、当該前年度の12月1日から12月31日まで（当該前年度の7月1日から11月30日までについては、事前準備・確認期間とする。）
 - イ 10月から任命又は雇用される予定の者については、当該年の6月1日から6月30日まで（当該年の1月1日から5月31日までについては、事前準備・確認期間とする。）

ただし、申請者の教員としての資質についての第三者による評価を書面により確認を行う場合については、申請を随時受け付けるものとする。

2 特別免許状の効力について

特別免許状は、授与を受けた都道府県においてのみ有効であること。

3 任命又は雇用に当たっての留意事項

- (1) 外国籍の申請者については、第3 2 (1) アの要件を満たしたような場合であっても、在留資格を有しなければ、日本において教育活動に従事することはできないこと（別添「参考：在留資格について」を参照。）。
- (2) すでに特別免許状を授与された者を任命又は雇用する場合には、前任校における勤務実績及び評価について確認すること。

4 特別免許状等制度の活用について

各市町教育委員会及び各学校においては、免許教科外教科担任の手続きを安易に行うことなく、個々のケースに応じ最適な制度を活用するものとし、普通免許状所有者と共に特別免許状制度の活用を通じて、地域の人材や知識経験等を有する社会人等を学校に迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応やその活性化を図る必要があること。

附 則

この指針は、令和2年1月1日から施行する。

令和4年1月1日 一部改正

【参考：在留資格について】

申請者が日本国籍を有していない場合、我が国において教育活動等を行うためには、在留資格を有していることが必要である。

特別免許状の授与及び在留資格の取得に係る主なケースは以下のとおりである。

(1) 外国にある教育施設等において教科に関する専門分野に関する勤務経験等がある者に対し、特別免許状を授与する場合

①外国にある教育施設等において、概ね3年の勤務経験

↓

②教育職員検定を受けるため渡日【「短期滞在」(15～90日)の在留資格】

↓

③教育職員検定合格、特別免許状の授与

↓

④教員(講師など)として勤務【「教育」(3月～5年)の在留資格(注1)】

(注1) 特別免許状の授与後、そのまま我が国での勤務を開始するためには、地方入国管理官署において「教育」の在留資格への変更が認められる必要がある。

(2) 渡日した後に、特別非常勤講師や外国語指導助手(A L T)等として、学校において教科に関する授業に携わり、その経験に基づき特別免許状を授与する場合

①特別非常勤講師やA L T等として学校に勤務するため渡日【「教育」の在留資格(注2)】

↓

②特別非常勤講師やA L T等として、1学期間以上にわたる勤務経験

↓

③教育職員検定

↓

④教育職員検定合格、特別免許状の授与

↓

⑤教員(講師など)として勤務

(注2) 渡日前に在留資格認定証明書の交付を受けていることが必要(当該申請を行うに際しては、申請人の活動内容等を明らかにする資料として、雇用者等が発行する勤務内容が記された書類等の提出が必要※)。そのためには、学歴要件や報酬要件を満たしていることに加え、A L Tとして勤務する場合は、当該外国語により12年以上の教育を受けていること、外国語以外の科目の指導助手として勤務する場合は、教育機関において当該科目の教育について5年以上従事した実務経験を有していることが必要。

※その他の提出資料の詳細については法務省HPを参照。

http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/ZAIRYU_NINTEI/shin_zairyu_nintei10_10.html